

佐賀県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十二年七月九日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町駒鳴字山ノ神三六九〇の三、三六九八、三六九九、三七〇一の三、字芳ノ谷四一八四の一、四一八四の二、四一八四の五、四一八六の一、四一八六の六、四一八六の七、四一八六の一、四一八六の一四、四一八六の一六、四一八六の一九、四一八六の二一、四一八六の二七、四一八六の二九、四一八八の三、四一九一の一、四一九一の三、四二〇〇の一、四二〇二の一、四二〇二の三、四二〇二の四、四二〇八の五、四二〇六、四二四一、四二四二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(ウ) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町川西字峠一二五三の一、一二五八、一二六一から一二六三まで、一二六五、一二六七、一二六八、一二七〇、字横尾一二七三、一二八二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県

県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)